

資料編

1 松江市伝統文化芸術振興審議会

(1) 委員名簿（敬称略）

	氏名	役職等
会長	垣内 恵美子	政策研究大学院大学公共政策プログラム文化政策コース 名誉教授
副会長	小泉 凡	小泉八雲記念館 館長
委員	石橋 淳一	佐陀神能保存会 会長
委員	大隅 宏明	NPO 法人松江音楽協会 事務局長
委員	小野 亮	株式会社ディー・エル・イー 代表取締役社長 CEO・CCO
委員	小林 准士	島根大学法文学部 教授
委員	園山 土筆	松江市文化協会 理事
委員	高屋 茂男	八雲立つ風土記の丘 所長
委員	田中 藤一郎	松江市公民館長会 監事 鹿島公民館長
委員	田中 昌子	一般社団法人島根県建築士会 常務理事
委員	原田 順子	松江市教育委員
委員	松原 慶子	出雲国ジオガイドの会 副会長兼事務局長
委員	森山 俊男	島根県茶道連盟 事務局長
委員	大田 美穂	株式会社アルトクラシー ハイソン・ニャー ハイ子（公募委員）
委員	田中 麻里	松江市民劇場 副会長（公募委員）

任期：令和7年8月31日から令和9年8月30日まで（2年間）

(2) 設置根拠

松江の文化力を生かしたまちづくり条例（一部抜粋）

第4章 松江市伝統文化芸術振興審議会

（設置及び所掌事務）

第7条 次に掲げる事務を行うため、松江市伝統文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- (1) 市長の諮問に応じ、振興計画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
- (2) 振興計画の目標の達成度、効果等についての検証及び評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、伝統文化芸術振興に関すること。

2 審議会は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる事項について市長に意見を述べることができる。

（組織）

第8条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第10条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる審議会の会議は、市長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第12条 議長は、必要があると認めるときは、審議会の会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。